

船橋市高齢者緊急ショートステイネットワーク事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、在宅の要介護・要支援高齢者（要介護・要支援状態にある介護保険の第2号被保険者を含む。以下「要介護高齢者等」という。）を介護する者等が、当該要介護高齢者等を虐待しているために保護が必要と地域包括支援センターが判断したとき、又は、認知症の要介護高齢者等が徘徊し、身元引き受け者が見つからないときに、要介護高齢者等を一時的に保護するため、船橋市老人福祉施設協議会の協力のもとに場所や機会を確保し、要介護高齢者等の在宅生活の助長を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要領における事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、一時的に保護を必要とする者とする。

- (1) 要介護高齢者等であって、当該要介護高齢者等を介護する者等から虐待を受けており、地域包括支援センターが保護が必要と判断した者。（要介護（要支援）認定を受けていないが、地域包括支援センターが認定を受けられると判断した者を含む。）
- (2) 認知症の要介護高齢者等であって、徘徊し、身元引き受け者が見つからない者。

(実施体制)

第3条 地域包括支援センターは、要介護高齢者等を一時的に保護する必要があると認めるときは、幹事特別養護老人ホーム（船橋市老人福祉施設協議会があらかじめ定めた特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に連絡し、緊急ショートステイの利用についての依頼をする。

2 前項の規定により依頼があったときは、幹事特別養護老人ホームは、緊急ショートステイの利用について必要な措置をとるものとする。

3 地域包括支援センターは、当該緊急ショートステイの利用者に関する介護に必要な情報を、可能な限り幹事特別養護老人ホームに提供するものとする。

(利用期間)

第4条 緊急ショートステイの利用期間は、原則として5日以内とする。

(措置の実施)

第5条 前条の規定による緊急ショートステイの利用については、介護保険法に基づく契約とする。ただし、介護保険法に基づく契約が著しく困難であるときは、老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定により、措置による緊急ショートステイの利用とする。

(費用負担)

第6条 要介護高齢者等が緊急ショートステイを利用した場合の費用負担は、介護保険法の規

定に基づき当該要介護高齢者等が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず前条ただし書きの規定による措置により緊急ショートを利用する場合には、市が費用負担を行い、当該費用負担額相当分を当該要介護高齢者等から徴収する。ただし、当該要介護高齢者等が費用負担できない特別な事情があると市長が認めた場合には、この限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるものの他、必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。